

# 測 量 委 託 特 記 仕 様 書

## 1. 総 則

### 1-1 適 用

この仕様書は、市道イ-92号線外(藤井)狭あい道路用地測量業務委託に適用する特記仕様書を定めたものであり、この外「測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書」(千葉県県土整備部 R7.10.1 改訂)(以下、共通仕様書)ならびに、「改訂版 公共測量作業規程」及び同規程に係わる運用基準により実施する。また、監督員の指示に従って業務を履行するものとする。

なお、共通仕様書第 1102 条用語の定義に定めてある「調査職員」は「監督員」、「検査職員」は「担当課長」、「管理技術者」は「主任技術者」と置き換え使用するものとする。「監督員」とは、契約書第 5 条第 1 項に規定する者であり、担当職員を称している。

### 1-2 業務の目的

工事実施及び用地取得に必要な資料作成を目的とする。

### 1-3 業務の内容

用地測量を行い、報告書を作成するものとする。

### 1-4 業務の実施要領

本業務を実施するに当たっては委託の意図・目的を十分に理解した上で、必要適切な人員を配置し、十分技術を発揮するよう努めると共に、正確・丁寧に行い、発注者が定める担当職員と常に密接な連絡をとり必要な協議を行い、その指示に従うものとする。

### 1-5 疑義等

仕様書等の疑義は事前に協議し、明確にしておくものとするが、業務上当然必要な費用は受注者負担とする。

### 1-6 成果品に対する責任の範囲

委託契約書第 15 条によるほか、本業務の成果品による工事が完成するまで、その責任を負うものとし、それまでは必要に応じ資料の作成を行い、誤謬・脱漏等は速やかに訂正、追加するものとし、それに要する費用は受注者が負担するものとする。

また、責任期間内において、関係法令及び関係仕様書等に改定があり、委託内容に変更が生じる場合は、発注者に速やかに連絡し、協議するものとする。

### 1-7 業務従事者・実施日程表の提出

業務着手前に業務分担を定め、業務従事者の詳細な経歴を伴った業務従事者表、地元並びに関係機関協議等を勘案して実施日程表を提出し、発注者と協議して了解を得るものとする。また、この作業予定表に基づき、詳細実施日程表を作成し提出する。受注者は月末を締め日として月初めにこれに対する履行報告書を提出し、これに基づき契約期間内に作業を終了させるものとする。

### 1-8 協議・渉外録の整備

発注者並びに関係機関等との協議、交渉等は、その都度必要事項を整理し原稿で必要資料を添付して発注者の決裁者が理解できるようにして速やかに発注者の確認を受けておき、業務完了時に内容的に整理した集計表を作成し、一括提出するものとする。

また、重要事項の決定経過を併せて整理一覧表化するものとする。

### 1-9 現場補償

本業務遂行のための伐採等当然必要な費用は受注者負担とする。

### 1-10 事故防止

交通・傷害等の事故発生を未然に防止するよう努め、発生した場合は原因経過、被害状況等を報告し、解決に当たるものとし、事故損害補償は受注者負担とする。

### 1-1-1 付近居住者との接触

作業中付近住民と接触、交渉を必要とする時又は受けた時は摩擦を生じないように誠意をもって対応し、以後の市事業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。また、必要に応じ発注者と協議し解決後は遅延なく報告するものとする。尚、地元関係者と接触時には服装を統一し大きく・明瞭で会社名まで入れた名札をつけ、身分を明確にするものと共に関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合には、これを呈示するものとする。

### 1-1-2 土地立入り

1) 現地測量のため、他人の土地に立入る場合は、あらかじめその土地の所有者に通知するものとするが、あらかじめ通知することが困難な場合は、所有者に迷惑をおよぼさないよう十分注意して立入るものとする。

2) 立入る場合は関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示するものとする。又名札をつけ身分を明確にするものとする。

3) 土地所有者等地元関係者と接触、交渉を必要とする時又は受けたときは、誠意をもって対応し、以後の市事業に悪影響を及ぼさないよう配慮するものとする。

又、必要に応じて発注者と協議し、結果を報告するものとする。

### 1-1-3 関係機関への手続並びに協議

1) 業務実施のため必要な関係各官公庁等への諸手続は受注者が行うものとし、これに必要な公印措置は発注者で行う。なお、提出する資料については、受注者が作成し、発注者の確認を得てから行うものとする。

2) 関係機関との協議は受注者が行うものとするが必要に応じて発注者が同伴するものとする。

### 1-1-4 業務カルテ作成、登録について

委託金額百万以上の土木関係建設コンサルタント業務及び地質業務を発注する場合は次のとおりとする。

受注者は、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにデータを登録するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内とする。

2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内とする。

3) 業務遂行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に提出しなければならない。

## 2-1 境界査定手続き

公図・土地登記簿謄本にもとづき速やかに道路用地寄附受納見込地ならびに同隣接地までの官地について、市道認定路線は土木管理課へ、他道路は各管理者へ、河川・水路等もそれぞれの管理者へ所定の様式により必要図面等を添付して境界査定・確認申請を行うものとし、発送の必要な公印措置は発注者で行うものとする。査定日時は規模、難易度等十分検討し、無理むらのないよう設定するものとする。境界査定日時が決定したら、最低2週間程前に隣接地主に境界立会い通知（封書）を郵送することから事前に必要事項を記入・提出するものとし控えも作成し業務完了後に提出するものとする。

## 2-2 境界査定準備

公図を平面図縮尺同一に拡大し、地積測量図があればそれを尊重しつつ平面図と照合しながら該当する地番・筆界を探索しながら平面図に記入し、併せて管理別に着色して公図と現況の不整合の問題点を整理して、過去の査定状況を調査し、法務局・各管理者・地元等と事前によく協議検討し対策を講じ、査定に備え査定不調、再査定日数前に各地権者に電話にて確認して、欠席による未査定が極力ないようにするものとする。

## 2-3 境界査定

官民境界査定については、管理者毎に、測距・打杭・図面プロット、障害物除去等必要人員を配置して行うものとし、査定点についてそれぞれ管理者別に境界同意書、承諾書を用意しておき必要図面に添付し

発注者を介して管理者に提出するものとする。民々境界についても、官民境界と同時に実施するものとするが、困難であれば別途行うものとし、民々境界だけの地主については官民同意書に準じて境界同意書を用意するものとする。

査定の状況や問題点は境界査定調書として作成するものとし、併せて査定点・寸法を記入した平面図と公図の境界査定図を作成するものとする。また、発注者と協議して必要に応じて所有者に同様に同意書を送付し、その旨調書に記入するものとする。

境界点及び必要な点は、必ず座標値に転換しておくものとする。

## 2-4 用地境界測量

境界査定結果を1/500縮尺で作成する。特に必要な点は発注者と協議して座標値に転換しておくものとする。

## 3-1 納期

契約履行期限内とする。

また、資料の提出を担当職員に求められた場合は速やかに対応するものとする。

## 4-1 納入成果等

納入成果品は、原則として次のとおりとし、電子納品1部を提出すること。又、観測手簿等の紙ベースの原本及び複写したものについてはパイプファイル1部を製本すること。

### (1) 用地測量

- ・ 公図等転写図
- ・ 公図等転写連続図
- ・ 土地調査表
- ・ 立会人名簿
- ・ 立会依頼通知書
- ・ 土地境界確認書
- ・ 補助基準点成果表
- ・ 基準点網図
- ・ 観測手簿
- ・ 計算簿
- ・ 基準点精度管理表
- ・ 点の記
- ・ 基準点一覧表(使用部分)
- ・ 境界測量観測手簿
- ・ 境界測量精度管理表
- ・ 杭設置箇所表示図
- ・ 用地実測図原図
- ・ 用地実測図原図精度管理表
- ・ 面積計算書
- ・ 復元箇所位置図
- ・ 復元箇所座標又は観測手簿
- ・ その他の資料

### (2) 共通

- ・ 打合せ記録報告書

・ デジタルデータでの取得出来る成果等については、立会箇所ごとにフォルダに分け電子記憶媒体にファイルし併せて提出する。

・ 成果等を電子記憶媒体にファイルする場合は、その記録様式の説明書及び記録様式を示す出力様式の一部を添付する。なお、事前にファイル形式等については監督員と協議すること。

5－1 業務の対象

設計条件項目

| 項 目       | 設 計 条 件                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工 期       | 1 2 0 日間                                                                                       |
| 場 所       | 市原市 藤井一丁目外                                                                                     |
| 設 計 内 容   | 設計概要<br>委託面積 A=0. 6 3 h a<br>用地測量 A=0. 6 3 h a<br>(中間打合せ回数：1 回)<br>地域補正：都市近郊<br>縮尺補正：1 / 5 0 0 |
| 報 告 書 作 成 | 有<br>パイプファイル(CD綴込み) 1 部                                                                        |